

事業群評価調書(平成28年度実施)

| | | | |
|-------|--------------------------|-----------|--------------|
| 基本戦略名 | 3 互いに支えあい見守る社会をつくる | 事業群主管所属 | こども政策局こども家庭課 |
| 施策名 | (3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援 | 課(室)長名 | 吉田 弘毅 |
| 事業群名 | ④ 社会的養護体制の充実 | 事業群関係課(室) | |

1. 計画等概要

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

社会的養護を必要とする子どものうち、虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行う必要があることから、里親等の家庭的養護を推進するとともに、児童養護施設等における生活支援も養育単位を小さくするなどの小規模化を進めます。

| 事業群指標 | 最終目標 (H32) | 基準値 (H26) | 実績 (H27) | 達成率 | 【進捗状況の分析】 |
|---------------------|---------------|--------------|-------------|-----|--|
| 社会的養護における里親等への委託措置率 | 18.6% | 10.0% | 16.7% | — | 現在、社会的養護は里親やファミリーホームなどの家庭的な環境での養育よりも、児童養護施設等での養育の割合が多い状況にあるが、国の家庭的養護の推進方針や県の家庭的養護推進計画に基づき、平成41年度までに施設の本体施設、施設のグループホーム(本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う)、里親・ファミリーホームの割合をそれぞれ3分の1ずつにする家庭的養護の推進を図っている。平成27年度は県の計画の初年度にあたり、ファミリーホームの設置促進や里親委託の推進、施設の基幹的職員の研修等に取組んだ結果、県の社会的養護のうち里親等の家庭養護への委託措置率は目標値を達成した。 |
| 事業群の進捗状況 | | | | | — |

【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

《取組項目及び現状と課題》

i) 児童養護施設のケア単位の小規模化のための施設整備の実施

- ・施設の小規模化については、各施設においても計画を作成して取り組んでおり、児童養護施設・乳児院の91.7%(12施設中11施設)で小規模グループケアを実施している。
- ・職員の離職等から経験のある職員を本体施設から小規模グループケアへ配置できなくなるなど、職員の人材確保・育成面が課題となっている。

ii) 社会的養護が必要な児童の家庭的な環境での養育の推進

- ・県内の里親の登録数は平成26年度末時点で107世帯だったものが平成27年度末には113世帯となり、増加してきている。
- ・県内のファミリーホームの数は平成26年度末時点で4箇所だったものが平成27年度末現在6箇所となり、設置が進んでいる。
- ・今後も継続して新規里親の開拓等を進め、児童の委託を推進していくが、里親等が県内で偏在していることから、県内の離島部を含めたどの地域でも家庭養護の確保を図るため、里親制度の県民の理解と周知の推進が必要。

2. 27年度取組実績

| 取組項目 | 事務事業名 所管課(室)名 | 事業期間 | 事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円) | | | 事業対象 | 事業概要 事業内容 (事業の実施状況) | 指標(上段:活動指標、下段:成果指標) | | | | 事業の成果等 | 中核事業 | | | |
|---------|------------------|------|------------------------|-------|---------|------------|--|---------------------|---|-------|-------|--------|--|-----|--|---|
| | | | H27実績 | 一般財源 | 人件費(参考) | | | 指標 | 主な目標 | H27目標 | H27実績 | | | 達成率 | | |
| | | | H28計画 | 一般財源 | 人件費(参考) | | | | | H28目標 | — | | | | — | |
| 取組項目 i | 児童福祉関係社会福祉施設整備事業 | H17- | 0 | 0 | 0 | 児童福祉施設 | 地方公共団体、社会福祉法人等が整備する施設整備及び設備整備に要する費用の一部を補助することにより、県家庭的養護推進計画に則った施設のケア単位の小規模化をはじめとした施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。 | 活動指標 | 当該補助金を利用し、施設整備を実施した児童福祉施設数 | — | — | — | 平成27年度については、実施対象となる施設なし。平成28年度については、1施設について施設の小規模化への補助を計画している。 このほか平成41年度までに当該補助金を利用しての施設整備を2施設が計画している。 | | | |
| | こども家庭課 | | 206,236 | 45 | 1,613 | | | 成果指標 | 家庭的養護推進計画に則り、小規模化を行う児童福祉施設のうち、当該補助金を利用した施設数(累計) | — | — | — | | | | |
| 取組項目 ii | 里親育成支援事業 | H25- | 10,180 | 4,736 | 1,611 | 里親および里親希望者 | 児童相談所に里親支援員を設置し、里親支援機関と連携して里親への訪問等の支援を実施。 里親育成センターを設置し、里親制度の広報啓発や里親希望者等への研修を実施。 | 活動指標 | 里親出前講座参加者数 | — | 162 | — | | | 県内12市町において、広報啓発のための出前講座を実施した。そのほか県内コンビニエンスストアへのチラシの設置やラジオを利用しての広報による里親制度の周知を図り、新規里親登録に繋がるよう努めた。 その結果、平成27年度末の里親委託率は、県家庭的養護推進計画上の目標値(H27年度13.2%、H28年度14.3%)を上回る16.7%となった。 また、児童相談所に配置した里親支援員により里親希望者および里親、実親に対し延1,817件の相談支援を実施した。 | ○ |
| | こども家庭課 | | 11,013 | 5,573 | 1,613 | | | 成果指標 | 里親等委託率(%) | 前年度以上 | — | — | | | | |
| | | | | | | | | 13.2 | 16.7 | 126% | | | | | | |
| | | | | | | | | 14.3 | — | — | | | | | | |

3. 検証及び問題点の抽出

【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

i) 児童養護施設のケア単位の小規模化のための施設整備の実施

- 児童養護施設1ヶ所の施設整備を行い、施設等の小規模化を図ったが、引き続き全ての児童養護施設等の小規模化を推進する必要がある。
- 施設の小規模化を推進する一方、経験のある職員を小規模グループケアへ配置できるよう、施設職員の資質向上、人材育成・確保のため、県児童養護施設協議会が主催する職員研修等への研修講師派遣等に取り組んだ。

ii) 社会的養護が必要な児童の家庭的な環境での養育の推進

- 制度周知に関して、平成27年度は里親出前講座を県内12市町で計12回実施し広報啓発を行った。また新規里親の認定研修については年に3回の日程で行い、受講機会の確保を図っている。
- 委託の推進に関して、児童相談所では優先的に里親委託の検討を行っており、近年、施設への入所児童数が減少する中、里親等へ委託される児童の数は増加している。
- 上記の取組み等により、近年、里親やファミリーホームの登録数は増えてきており、里親等委託率については目標値を上回るペースで増加し、家庭的養護の推進は一定の効果上げている。
- 里親やファミリーホームの登録数は増えてきているものの、地域や年齢層に偏りがある状況となっている。こうした状況を解消し、安定した体制を維持するため、これまで以上に効果的な周知方法の検討等に努め、引き続き里親登録の推進を図る必要がある。
- 登録が増加した場合、未委託の割合も増えることが予想されるが、未委託の状況が続くことで養育への意欲や知識が薄れることも考えられる。未委託の状況が続いても、児童の養育に対する意欲や知識を維持・向上できるよう、現在の支援体制について、状況に合わせ、より効果的に機能するよう検討する必要がある。



4. 29年度実施に向けた方向性

| 【問題点解決に向けた方向性】 | 【個別事務事業の見直し】 | | | 見直し区分 |
|---|------------------|---------|---|-------|
| | 事務事業名 | 事業構築の視点 | 見直しの方向 | |
| i) 児童養護施設のケア単位の小規模化のための施設整備の実施 引き続き、施設の小規模化に対応する施設整備を実施するとともに、併せて児童福祉施設職員のための研修会等を実施し、小規模化に対応できる人材を養成する。 | 児童福祉関係社会福祉施設整備事業 | — | 長崎県家庭的養護推進計画に基づき、平成27年度を始期に平成41年度末まで15年間で施設の 小規模化、地域分散化を行うこととしており、次年度以降も計画に沿った家庭的養護の推進を図 る必要がある。 | 現状維持 |
| ii) 社会的養護が必要な児童の家庭的な環境での養育の推進 引き続き、里親育成センターによる里親制度の広報啓発に努め、 新規里親等の開拓に努めるとともに、登録里親に対しては里親支 援専門相談員などの既存の支援体制がより効果的に機能するよう 検討していく。 また、広報啓発についても現在の取組みを継続しつつ、随時内容 を検討することとし、平成28年度は県内16市町で計17回の里親出 前講座を実施する。 | 里親育成支援事業 | ⑤ | 長崎県家庭的養護推進計画に基づき、平成27年度を始期に平成41年度末まで15年間で社会的 養護を要する児童の里親委託率を3分の1まで引き上げる目標としており、現在の事業がより効 果的に機能するよう検討しつつ、今後も同様に本事業を継続していく。 | 現状維持 |